

# 学校いじめ防止基本方針

石川県立七尾城北高等学校

## いじめの定義

「いじめ」とは「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

### 1. 学校におけるいじめ防止の取組

- (1) 学校全般において、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす指導を徹底し、とりわけ「いじめは人間として許されない」という強い認識を定着させる。
- (2) 毎年行う人権教育講話は、「いじめ問題」、「ネットによるいじめ」をテーマとし、外部講師または本校職員で実施する。
- (3) 挨拶運動などの生徒会活動をとおして、「いじめ」が発生しない環境づくりに取り組む。
- (4) 教頭は、いじめ問題に関する教職員の研修の機会を適宜設ける。

### 2. いじめの早期発見のための取組

- (1) 教職員は授業中に限らず、休み時間や食堂の生徒の様子を観察する。
- (2) 養護教諭は、日頃から保健室での生徒の様子を観察や情報収集に努める。
- (3) いじめられているサインやいじめているサインを感知した教職員は、速やかに「いじめ問題対策委員会」に報告する。教職員が、「いじめ」に係る情報を抱え込み、「いじめ問題対策委員会」に報告を行わないことが、法令に違反し得ることを認識する。
- (4) 毎日放課後の情報交換会において、生徒の学校生活の情報を共有することにより、「いじめ」の早期発見に努める。
- (5) 「いじめ」かどうか容易に判断できない事案の場合でも、「いじめ問題対策委員会」に報告する。必要があれば職員会議を開いて、教職員間の情報・意見を交換し、共通理解を図る。
- (6) 年3回（5月、10月、1月）「いじめアンケート調査」を行う。なお、それ以外であっても、必要に応じて「いじめ調査」を行い、「いじめ問題対策委員会」で分析する。

### 3. いじめが発見された時の指導体制

- (1) いじめが発見された場合は、すみやかに「いじめ問題対策委員会」を開催する。

いじめ問題対策委員会	校長・教頭・各課主任 いじめ対応アドバイザー・（当該担任）
------------	----------------------------------

- (2) 「いじめ問題対策委員会」は、その事案の事実関係をふまえて対応策を提案する。なお、事案によっては、構成メンバーに特別支援教育係を含める。
- (3) 担任は、保護者との連絡を可能な限り緊密にする。なお、状況により教頭または校長が行う。
- (4) 校長は、適宜、教育委員会に報告する。

- (5) 「いじめ事案」の内容によっては、石川県教員総合研修センター、児童相談所、警察との連携を図る。
- (6) 「ネットいじめ」においては、掲示板などで「いじめ」を受けた生徒の保護者の了解を得て、警察本部サイバー犯罪対策室に相談し、校長名で削除要請を行う。また、全校生徒に「インターネット上のいじめ」については、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを周知する。
- (7) 「いじめ」を行った生徒に対しては、特別指導を行う。
- (8) 「いじめ問題対策委員会」は、「いじめ」を行った生徒に対する特別指導計画を作成する。
- (9) いじめられている生徒に対しては、緊急避難としての欠席等、弾力的な措置を講じる。また、学習に支障をきたさないよう、家庭訪問による指導や別室での指導を行う。
- (10) いじめられている生徒の心のケアを、教育相談担当者や養護教諭等の適切な職員で担当する。
- (11) 必要に応じて石川県教育委員会学校指導課「生徒指導サポーター」あるいは「いじめ対策サポートチーム」の派遣を要請する。

#### 4. 指導後のチェック体制

- (1) いじめられた生徒の心のケアを担当する職員は、適宜状況を生徒指導主事に報告する。
- (2) 「いじめ問題対策委員会」は、指導後の経過を十分点検・把握し、必要な措置を検討する。
- (3) いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされていることである。
  - (ア) いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。  
(相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。)
  - (イ) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。  
(被害生徒本人及び保護者に対し、面談等により確認する。)

#### 5. 重大事態への対処

##### 重大事態とは

- 1 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- (1) 重大事態と思われる案件が発生した場合には、石川県教育委員会を通じて知事に報告し、協議の上、「いじめ問題対策委員会」に専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で迅速に調査し、事態の解決にあたる。
- (2) 調査を実施する際は、いじめを受けた生徒を守ることを最優先とし、被害生徒の保護者の要望・意見を十分考慮して行う。
- (3) 校長は、調査結果について石川県教育委員会に報告する。